

大和ハウス工業株式会社 購買部門 CSR購買方針

第1版

2022年7月11日制定

大和ハウス工業株式会社 購買部門 CSR購買方針

DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD. Purchasing Department CSR Purchasing Policy

【はじめに】

私たち大和ハウス工業（株）購買部門は、日本国内だけでなく世界の国や地域で多くの事業を展開しており、原材料や資材の調達については、所在や業種も多岐にわたっています。地球温暖化防止や環境の保護、人権尊重や労働環境の改善に向け、サプライチェーン全体の取組みが必要となっています。

ここに「CSR購買方針」を制定し、【CSR購買基本方針】 【CSR購買行動規範】に基づき、持続可能な購買活動を推進します。

【適用範囲】

本方針は、大和ハウス工業（株）購買部門と取引を行うすべての購買先の皆様に適用します。

【CSR購買基本方針】

1. 取引の公平性

～Fair-Trade～

私たち購買部門はすべての購買先に対してオープンで公正かつ公平な参入機会を提供します。

2. 環境保全への取組み

～Environmental-Preservation～

私たち購買部門は環境負荷低減に貢献する購買活動に努めます。

3. 企業の社会的責任

～Corporate-Social-Responsibility～

私たち購買部門はCSR活動をサプライチェーン全体で推進します。

4. 共創共生

～Co-creation symbiosis～

私たち購買部門はすべての購買先との相互協力と信頼関係構築に努め、共に成長・発展を図ります。

5. 機密保持

～Confidentiality～

私たち購買部門は購買活動を通じて入手した情報を厳格に管理します。

大和ハウス工業株式会社 購買部門 CSR購買行動規範

大和ハウス工業株式会社 購買部門は、本項「CSR購買行動規範」に基づき持続可能な購買活動を展開します。

CSR購買行動規範	関連するSDGs
<p>1.法令遵守（コンプライアンス）</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、購買活動に関わる全ての関連諸法令、規則、社内基準を遵守し、社会に信頼され、必要とされる良識な行動を実践します。</p> <p>また、購買部門全体を対象とするコンプライアンス教育を継続的に実施し「法令遵守」に対する三識（意識・認識・知識）の向上に取り組めます。</p>	
<p>2.公正取引</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、購買先の皆様を大切なパートナーと考え、対等な立場で接し、公正・公平な取引を行います。</p> <p>談合等の自由公正な競争原理を阻害する行為や、贈収賄、汚職、不適切な利益の供与と受領、強要、横領等を断じて禁止し、不当な行為を防止します。</p>	   
<p>3.共創共生</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、「共創共生」の精神に基づき、購買先の皆様と確固たる信頼関係を構築し、共に成長・発展できるように努めます。</p> <p>また、購買先の皆様と共に国際社会・地域社会・近隣住民に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に努めます。</p>	  
<p>4.安全</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、サプライチェーン（購買先、工場、物流、建設現場）に携わる全ての皆様とお客様（エンドユーザー）の安全と健康を第一に考慮した活動を行います。</p> <p>また、上記サプライチェーンにおける多種多様な労働形態に配慮した安全かつ健全な職場環境を確保するための提案、協力を努めます。</p>	 
<p>5.品質</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、お客様に対して安全・安心な製品を提供するために、弊社が求める仕様・要求性能を満たす製品を安定的に供給する体制を構築します。</p> <p>その為に、ISO9001（品質マネジメントシステム）に基づく品質管理体制のもと購買先の評価・選定を実施します。</p> <p>購買先の製造工程および建設現場における品質上の不具合については、原因追求・再発防止・未然防止策を講じます。</p> <p>また、建設現場やお客様（エンドユーザー）からの品質情報を収集・活用し、製品の品質向上に継続的に取り組めます。</p> <p>国土交通大臣認定品・JIS・JAS規格等の認定仕様不適合発生を防止するため、仕様遵守体制強化について購買先の皆様と連携した活動を行います。</p>	
<p>6.価格</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、購入者や委託者という立場を利用した「優越的地位の濫用」により、購買先の皆様に不合理な要求や義務を課しません。</p> <p>疫病、紛争、政変、環境問題、資源枯渇等による世界情勢の変動や需給バランス変化、新しい社会的価値観の台頭、社会が求めるニーズの変化等に伴う価格影響の背景を敏感に捉え、新規製品や代替製品の発掘・採用活動の積極推進、発注形態の見直し、VE提案、原価分析等に基づく適正価格と状況に応じた最適な調達条件を追求し、原価低減活動に努めます。</p> <p>下請取引の適正化について、「パートナーシップ構築宣言」に基づき、価格決定方法、適正な請負契約を締結し不合理な原価低減要請を慎みます。</p>	 
<p>7.安定供給</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、あらゆる有事を想定した購買先の多角化、代替製品発掘と積極採用の推進、購買先の皆様における原材料手配へ出荷までのL/T確保を目的とした発注形態の見直し、経営状況の把握等を実践し、安定供給体制の礎を築き上げて参ります。</p> <p>加えて、原産地にまで遡った調達網可視化の取組みや緊急事態に対する対策立案・実行にまで踏み込んだシミュレーションの実施、来るべき物流業界の課題に対する打ち手を段階的に実行し、具体策を講じていく等のBCP活動を推し進めます。</p> <p>ならびに、購買先の皆様のご理解のもと安定供給を目的とする有事に備えた製造拠点および製品保管倉庫の複数化の活動を推進します。</p>	  
<p>8.環境への配慮</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、サプライチェーンにおけるすべての購買先の皆様と協働し、地球環境保全に配慮した購買活動を推進します。</p> <p>購買部門が調達する化学物質、有害物質を含む物品の適切な使用・取扱い・保管・輸送・廃棄処理等の運用管理に取り組めます。</p> <p>また、パリ協定に沿った温室効果ガス（GHG排出量）削減推進による「カーボンニュートラル」の達成、合法性・持続可能性に配慮した推奨木材の調達による「森林破壊ゼロ」の達成に向けた活動を行います。</p> <p>更に、購買部門手配材料の廃棄物削減、リサイクル材使用による「省資源化」、干ばつ、渇水、断水、水質汚染、洪水等の「水リスク」による、地域社会や事業継続に影響しうる課題への対応を促進します。</p>	   
<p>9.人権・労働</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、※人権デューデリジェンスを通じてサプライチェーンにおける人権侵害発生リスク防止活動に取り組めます。</p> <p>人権デューデリジェンスにより、取組みに問題が認められた場合には速やかに改善を促します。</p> <p>また、購買先の働き方改革（4週8休）に対応できるよう、必要材料および工程に関する情報の早期開示を促進します。</p> <p>※企業が事業活動に伴う人権侵害リスクを把握し予防や軽減策を講じること。サプライチェーン上での強制労働や児童労働の排除も含まれる。</p>	  
<p>10.情報保護</p> <p>大和ハウス工業（株）購買部門は、購買活動で得た個人情報や機密情報の重要性を認識し、利用目的を明確にしたうえで、その利用目的の範囲内でのみ使用いたします。</p> <p>また、外部からの不当なアクセスや、お預かりした個人情報の紛失、漏洩などの問題が発生しないようにセキュリティ対策を講じ、安全かつ適切に管理いたします。</p>	 

大和ハウス工業株式会社 購買先行動規範（購買先様に取り組んでいただきたいこと）

本項では「大和ハウス工業（株）購買部門 CSR購買基本方針」、「大和ハウス工業（株）購買部門 CSR購買行動規範」を基に、購買先様に取り組んでいただきたいことを示しております。趣旨、内容をご理解いただき、ご賛同、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1.法令遵守（コンプライアンス）

購買先の皆様が事業活動を行っていく上で、以下の関連する諸法令の遵守とコンプライアンス強化策の推進をお願いします。

1-1.関連法令の遵守

- ・国家レベルの法律・政令、自治体の条例、地域の関連諸法令を遵守してください。
（独占禁止法、商法、下請法、外国為替および外国貿易法、個人情報保護法など）

1-2.腐敗防止

- ・政治献金、基金などは各国の法律に従い実施し、政治、行政と透明性のある関係づくりに努め、贈賄やそれと疑われる行為を行わないでください。

1-3.反社会的勢力との関係遮断

- ・反社会的勢力とは貴社取引先も含めて関係を遮断してください。

1-4.コンプライアンス意識の向上

- ・コンプライアンス教育等の実施により、コンプライアンスに対する意識向上に努めると共にリスクの発生を未然に防止してください。

2.公正取引

購買先の皆様において、以下内容の周知徹底をお願いします。

2-1.優越的地位の濫用禁止

- ・購買先の皆様および貴社取引先にて、購入者や委託者という立場を利用して、取引条件を一方的に変更・決定したり、買いたたき等の不合理な要求や義務を課さないでください。

2-2.競争制限的行為の禁止

- ・同業他社間でのカルテル、他の入札者との間で事前に落札者や落札価格を取り決める入札談合、不当な取引制限など、各国の競争法に抵触する違反行為を行わないでください。

2-3.不適切な利益供与および受領の禁止

- ・あらゆる利害関係者への違法な支払、贈与、接待、金銭の授受や供与は禁止してください。

2-4.知的財産権の尊重

- ・購買先の皆様および貴社取引先が所有または帰属する知的財産権が、第三者に侵害されないようにしてください。
- ・第三者の知的財産権（著作権・意匠権・特許権等）を尊重するとともに不正入手や不正使用、不正コピー等の権利侵害を行わないでください。

2-5.不正行為の予防、早期発見

- ・社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置する等の対策を講じて、経営者が不正行為を早期に発見できるようにしてください。

3.共創共生

購買先の皆様におかれましても、弊社「共創共生」の精神にご賛同いただきますよう、お願いします。

3-1.取引先との適切な関係

- ・購買先の皆様、また貴社取引先におかれましても、"取引先は、かかすことのできない大切なパートナーである"という弊社「共創共生」の精神にご賛同いただき、常に公正・対等な立場で接し共に成長・発展を図ってください。

3-2.国際社会、地域社会、近隣住民、コミュニティーへの配慮と貢献活動

- ・購買先の皆様また貴社取引先におかれましても、国際社会、地域社会、近隣住民の方々と誠実に向き合い信頼を得られる活動の実践を心掛けてください。

4.安全

購買先の皆様の職場において、以下の項目に配慮した安全かつ健全な職場環境づくりの推進をお願いします。

4-1.職場の安全衛生対策

- ・高所からの落下、転倒、巻き込まれ、切れ、熱中症等の労働災害発生リスクを未然に防止するため、職場の安全環境の整備に取り組んでください。
- ・有害化学物質を取扱う場合は、事前にSDSを用いて安全衛生教育を実施し、適切な防護服着用と取扱い等によって作業者の安全を確保してください。
- ・危険物は、社内資格認定者のみ取扱うことができるなど、使用上のリスク軽減に努めてください。

4-2.機械装置の安全対策

- ・職場で使用する設備・機械装置等に、フェイルセーフやフルブーフの安全対策を講じてください。

4-3.従業員の健康管理

- ・購買先の皆様の従業員が安全かつ心身共の健康に配慮された職場で作業を行うために業務上必要な職場環境（照度、換気、室温・騒音管理等）の提供と、肉体的負荷が高い作業箇所の特定、負荷軽減対策を実施する等、働きやすい職場環境づくりに努めてください。
- ・従業員の健康状態を維持、管理できる仕組みづくりに努めてください。

4-4.多種多様な労働形態への配慮

- ・様々な労働形態に配慮した職場の改善に取り組んでください。
特に外国人労働者に明確に伝わる言語表記を行うことで作業上の危険を回避する等、安全な職場環境づくりに努めてください。

4-5.緊急時対応への備え

- ・火災等の緊急時に備えて、避難経路の確保や消火設備の設置を行い、緊急時対応ルールの整備と従業員への教育訓練の実施に努めてください。

5.品質

お客様に提供する製品の品質維持・向上を図るために、品質マネジメントシステムに準拠した品質管理体制の構築・運用と、必要な外部認証取得の協力、法規制の遵守をお願いします。

5-1.品質マネジメントシステムの構築

- ・ISO9001（品質マネジメントシステム）認証取得、またはこれに準拠した品質管理体制の構築・運用を実践し、継続的な品質カイゼン活動に取り組んでください。

5-2.必要な外部認証取得、法規制の遵守

- ・JIS（日本産業規格）、JAS（日本農林規格）、第三者認証等の認証取得の推進と、認証基準・法規制に適合することを証明する文書・記録データの管理と保管を行ってください。
また、認証取得時のルール・品質が維持・管理されていることを定期的に確認できる仕組みを構築してください。
- ・国土交通大臣認定品に関しては、認定取得時の認定書記載内容の維持・管理が図れていることを、定期的に確認を行う機会・仕組みを設けていただくをお願いします。
施工条件が定められている大臣認定品に関しては、施工現場における遵守必須項目を整理のうえ、施工店教育を通じて施工方法の習熟度合の確認を徹底してください。

5-3.弊社が求める仕様・要求性能を満足する製品の継続的提供

- ・製品設計段階において必要な評価、性能試験（性能・機能・安全性）を実施のうえ、弊社が求める仕様・要求性能を満たす製品を継続的に製造、提供いただける体制を構築してください。
- ・外部からの品質情報で得た新たな知見を活用し、製品品質の向上に取り組んでください。

5-4.施工品質確保

- ・施工品質を確保するために、施工要領書の整備、知識・技術教育を行い、施工要領書通りの施工、確実な検査、検査記録の管理を実施してください。
また、研修・教育等を通じて、上記実施状況について定期的に確認を行っていただくようお願いします。

6.価格

お客様に経済面において満足いただける商品を提供するために、適正価格による製品提供のご協力をお願いします。

6-1.永続的な原価低減活動の推進

- ・世界情勢の変動や需給バランス変化、新しい社会的価値観の台頭、社会が求めるニーズの変化等に伴う価格影響の背景と根拠を捉えていただき、新規製品や代替製品の発掘・採用活動の積極推進、発注形態見直し案の提起、VE提案の実施等に基づく適正価格と状況に応じた最適な調達条件の追求による原価低減活動にご協力をお願いします。

6-2.価格決定根拠の明確化

- ・適正価格決定のため、価格決定の根拠および決定価格に変動を与える事由につきましては、具体的にご提示ください。

7.安定供給

お客様に対する継続的かつ安定的な商品の提供のため、以下の点に配慮した事業継続計画（BCP）の策定にご協力をお願いします。

7-1.安定供給体制の構築

- ・お客様に対する継続的な商品の提供に 대응するため、安定供給の観点で課題がある製品のリストアップを実施し、具体的な対策を講じる製品の優先順位をつけて、製造拠点および製品保管倉庫の複数化等を推進いただき、強靱かつサステナブルな供給体制を構築してください。

7-2.緊急時の対応

- ・国内外で頻発する天災や疫病、国際紛争、サイバーテロ等の有事により事業継続に影響が生じた際は、被害状況および復旧状況について確認の連絡をいたしますので、迅速かつ正確な情報提供にご協力ください。
また、購買先の皆様および貴社取引先におかれましては、自社工場および貴社取引先の製造ラインや製造工場、部品調達先等について、複数化を軸としたBCP体制の構築を推進してください。

7-3.与信評価・管理の実施

- ・貴社取引先の経営状況について定期的に確認し、信用情報の早期入手と必要に応じた打開策の早期着手に努めてください。

7-4.調達情報の開示

- ・調達に関わる材料の原産地情報等、必要に応じてその情報を開示できる体制構築を推進してください。

7-5.物流業界の課題に対する対応

- ・物流業界の課題に対する対応策として、労働環境整備やダイバーシティ経営に通ずる人材の積極採用、新規ドライバーに配慮した早期習熟を目的とする業務のシステム化やマニュアル化を推進してください。

8.環境への配慮

弊社は、環境長期ビジョン「Challenge ZERO2055」に基づき、創業100周年となる2055年までにグループ、グローバル、サプライチェーンを通じて「環境負荷ゼロ」の実現を掲げております。

購買先の皆様および貴社取引先におかれましても、環境保全への取組みを経営の重要課題の一つとして位置づけ、環境負荷ゼロに向けた持続可能な購買活動を実践いただきますようお願いいたします。

8-1.環境法令の遵守と社会からの要請への対応

- ・国内外の環境関連法令を遵守し、国際社会やステークホルダーからの要請に応えることで、環境負荷低減と貢献に努めていただくことをお願いします。

8-2.持続可能な木材調達の推進

- ・森林破壊ゼロを達成するため、購買先の皆様に2030年までに「森林破壊ゼロ」の方針策定を要請します。
※森林破壊ゼロの方針策定にご協力いただけない購買先からの木材調達は原則禁止となります。
・適切な場所、方法で伐採された木材の調達を実践するため、弊社生物多様性ガイドライン【木材調達編】に定める、合法性、持続可能性の項目に適合する推奨木材の調達推進および、トレーサビリティを確保してください。

8-3.脱炭素化の取組み

- ・サプライチェーン全体での脱炭素化を推進するために、パリ協定に沿った温室効果ガス(GHG)排出量の削減目標の設定を要請します。
また、2030年までにその目標の達成に向けて、取組みを推進してください。

8-4.省資源化の取組み

- ・商品のライフサイクル（生産・使用・廃棄等）において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による「省資源・長寿命化・資源循環」に努めてください。
・サプライチェーンを通じた廃棄物のゼロエミッション（循環利用）の実現に向け、弊社向け建設資材の製造段階におけるリサイクル率の目標設定を要請します。
また、弊社向け建設資材は可能な限り再生材または再生可能材の利用率を高めていただくようお願いいたします。

8-5.水リスクへの取組み

- ・干ばつ、渇水による水の調達リスクや、洪水や断水等の操業に影響しうる水リスク、工場排水による水質汚染などの公害リスクを管理いただき、水資源保護に努めていただくようお願いいたします。

8-6.化学物質の管理

- ・製造工程で用いる化学物質に関して、労働安全衛生法、毒物および劇物取締法、消防法、PRTR法等に基づき適切に管理・使用してください。
・弊社に提供いただく製品に含有する化学物質に関して、使用状況や放散量を把握し、データの管理に努めてください。

9.人権・労働

購買先の皆様および貴社取引先において、人権デューデリジエンスを実施し、企業活動に関係するすべての人々の尊厳と権利を尊重し、人権を侵害しないことをお願いします。労働者および原産国の先住民の権利保護・安全確保・人権侵害の防止のため、購買先の皆様に2030年までに「労働や人権」に関する方針策定を要請します。

9-1.児童労働の禁止

- ・15歳に満たない者を雇用してはいけません。また、各国の該当法令において最低就労年齢や義務教育の終了年齢がさらに高い年齢に定められている場合はその年齢に満たない者を雇用してはいけません。
・18歳未満の従業員に対しては危険有害物質の使用等、健康・安全・道徳を損なう恐れのある労働を課してはいけません。
・各国の該当法令が認めている範囲内でのみ、職業訓練や見習いについて就労可能とします。

9-2.強制労働の禁止

- ・従業員に対して、長期の労働契約期間を終了するまで賃金を支払わない等の強制労働を行ってはいけません。
・肉体的虐待を含む奴隷的な労働や脅迫行為等による従業員の自発的ではない労働を課してはいけません。

9-3.差別の禁止

- ・従業員の求人・雇用において、人種・国籍・民族・性別・性的指向・性自認・障がいの有無・年齢・信条・宗教・社会的身分等を理由とした差別を行ってはいけません。

9-4.長時間労働の防止

- ・従業員の権利保護を目的に、各国の労働に関する法令に準拠した超過勤務等の労働時間の制限を行う必要があります。
・一定の割合での休暇を設定し、各国の該当法令に従い従業員の労働時間（超過勤務を含む）を適切に管理してください。

9-5.適正賃金の支払い

- ・従業員に対して最低賃金の支払いを保証し、超過勤務・出来高賃金・福利厚生・その他給付等について、各国の該当法令を遵守した金額の報酬を支払う必要があります。

9-6.ハラスメントの禁止（非人道的な扱いの禁止）

- ・購買先の皆様および貴社取引先の従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、いじめ、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）等の非人道的な扱いをしてはいけません。お互いを大切なパートナーと考え、豊かな人間関係を築くように努めてください。

9-7.働き方改革の推進

- ・働き方改革（4週8休）に対応できるよう、貴社取引先に対して必要材料および工程に関する情報の早期開示に努めていただくようお願いいたします。

9-8.責任ある資源、原材料の調達

- ・武装勢力の活動の資金源となっている紛争鉱物を調達してはいけません。
・児童労働や強制労働によって生産された疑いのある高リスク地域から、資源や原材料を調達することのないようにしてください。
・懸念がある場合には、使用回避に向けた是正処置を講じてください。

10.情報保護

購買先の皆様の職場内において、情報セキュリティに関する下記項目の遵守をお願いします。

10-1.コンピューター・ネットワーク脅威に対する防御

- ・外部からの不当なアクセスによる、個人情報の紛失、漏洩等の問題が発生しないように、コンピューター・ネットワーク上のセキュリティ対策を講じてください。

10-2.機密情報の管理・保護

- ・顧客・第三者から受領した機密情報を厳重に管理・保護し、その利用を適切に行い、インサイダー取引やその疑惑を招く投機的取引は行わないようにしてください。

10-3.個人情報の保護

- ・購買先の皆様および貴社取引先の従業員、お客様に関する個人情報は、正当な方法によってのみ入手することとし、合理的にプライバシーの保護に取組み、適切な範囲内で利用してください。

【用語の解説】

《CSR》

Coporate-Social-Responsibility（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ／企業の社会的責任）の略。

お客様、取引先、株主、従業員などのステークホルダー（利害関係者）や環境問題、人権問題、コンプライアンス（法令遵守）などへの配慮から国際社会、地域社会への社会貢献にいたるまで、幅広く企業が果たすべき社会的責任のこと。

《SDGs》

Sustainable Development Goals（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ／持続可能な開発目標）の略。

2015年9月にアメリカ合衆国のニューヨークで開催された国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の持続可能な開発目標と具体的な169のターゲットのこと。

《ESG》

E：Environment（エンバイロメント／環境）、S：Social（ソーシャル／社会）、G：Governance（ガバナンス／企業統治）の略。

企業が長期的に成長し続けるために必要な3つの観点の取り組みの総称のこと。

《パリ協定》

2015年12月にフランス パリで開催された「第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」にて合意された気候変動抑制に関する協定。

「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という目的を定めた国際的な取り組みのこと。

《パートナーシップ構築宣言》

企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みのこと。

価格決定方法、適正な請負契約の締結に関することや、下請代金の支払条件などが明記されている。

※弊社は、2021年9月14日に宣言を行っています。

《ISO9001》

International Organization for Standardization（インターナショナル・オーガナイゼーション・フォー・スタンダードイゼーション／国際標準化機構）による品質マネジメントシステムに関する規格の総称のこと。

《国土交通大臣認定》

構造上、強度等の性能値が求められる重要な材料や施工条件について、必要な品質が担保されていることを国土交通大臣が認定しているもの。

《L/T》

Lead Time（リードタイム）の略。

生産・物流・開発などの現場で、サービスを発注してから納品されるまでの所要時間のこと。

各工程のはじまりから終わりまでの所要期間のこと。

《GHG》

Greenhouse gas（グリーンハウスガス／温室効果ガス）の略。

二酸化炭素、メタン、フロンなど、地球温暖化をもたらす原因物質（気体）のこと。

《Challenge ZERO2055》

弊社の創業100周年を見据えて、大和ハウスグループが2016年に策定した、環境負荷ゼロを目指す環境長期ビジョンのこと。

《カーボンニュートラル》

物品を製造する際や事業活動において排出される温室効果ガスを全体としてゼロにする考え方、取り組みのこと。

《カルテル》

不当な取引制限のこと。

複数の同業他社が連絡を取り合い、本来各企業がそれぞれ決めるべき商品価格等を共同で取り決める行為のこと。

《フェイルセーフ》

製造現場や施工現場等において、天災等による設備トラブルや何等かのエラーが生じても安全が維持できるように工夫を行うこと。

（例）天災等によって停電や電力供給が十分でない状況に陥った場合に、自家発電によって事業継続を行うことができる。

《フールプルーフ》

人間が誤った行為をしようとしても、できないように工夫を行うこと。

（例）立入禁止区域に誤って人間が入った場合に、製造設備や重機等が侵入を検知して稼働を止める。

《ダイバーシティ経営》

多様な人財を活かして、一人ひとりの能力を最大限に引き出すことができる機会を提供することで、イノベーションの創出と価値創造に繋げていき、個性・特性を活かすことで更に生産性向上を図る経営手法のこと。

《物流業界の課題》

2024年問題のことを指す。

働き方改革関連法の施行に伴い、2024年4月1日以降、自動車運転業務の年間時間外労働の上限が制限されることによって、収入減による運転手の減少や離職に繋がり労働力不足となることが懸念されている課題のこと。

《トレーサビリティ》

トレース（追跡）とアビリティ（能力）を組み合わせた造語。物品の製造段階～お客様のお手元に届くまでの段階で追跡可能な状態のこと。

《人権デューディリジェンス》

企業が事業活動に伴う人権侵害リスクを把握し予防や軽減策を講じること。サプライチェーン上での強制労働や児童労働の排除も含まれる。